

砥部町内に建物を所有するみなさまへ

あなたの空き家物件を登録しませんか？

町では、空き家の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンク制度を平成29年10月より始めています。

町内に、利活用可能な空き家をお持ちで、空き家バンクによる物件の売買や賃貸を希望する方は、空き家バンクへの登録をお願いします。

【Q：空き家バンクとは】 ※制度の仕組みは裏面参照

空き家の売買又は賃貸を希望する所有者や利用希望者からの申し込みにより空き家に関する情報を登録し、町ホームページなどで提供する仕組みです。



砥部町空き家バンク制度利用実績



《令和2年3月13日現在》

☆物件登録数：累計 **19** 件

☆利用者登録数：累計 **28** 件

☆成約数：**5** 件（売買2件、賃貸3件）

移住予定者など全国から空き家を探している方がたくさんご覧になっています。物件登録を希望される方は、申請書及び物件情報をご提出ください。ご不明な点など何なりとご相談下さい。

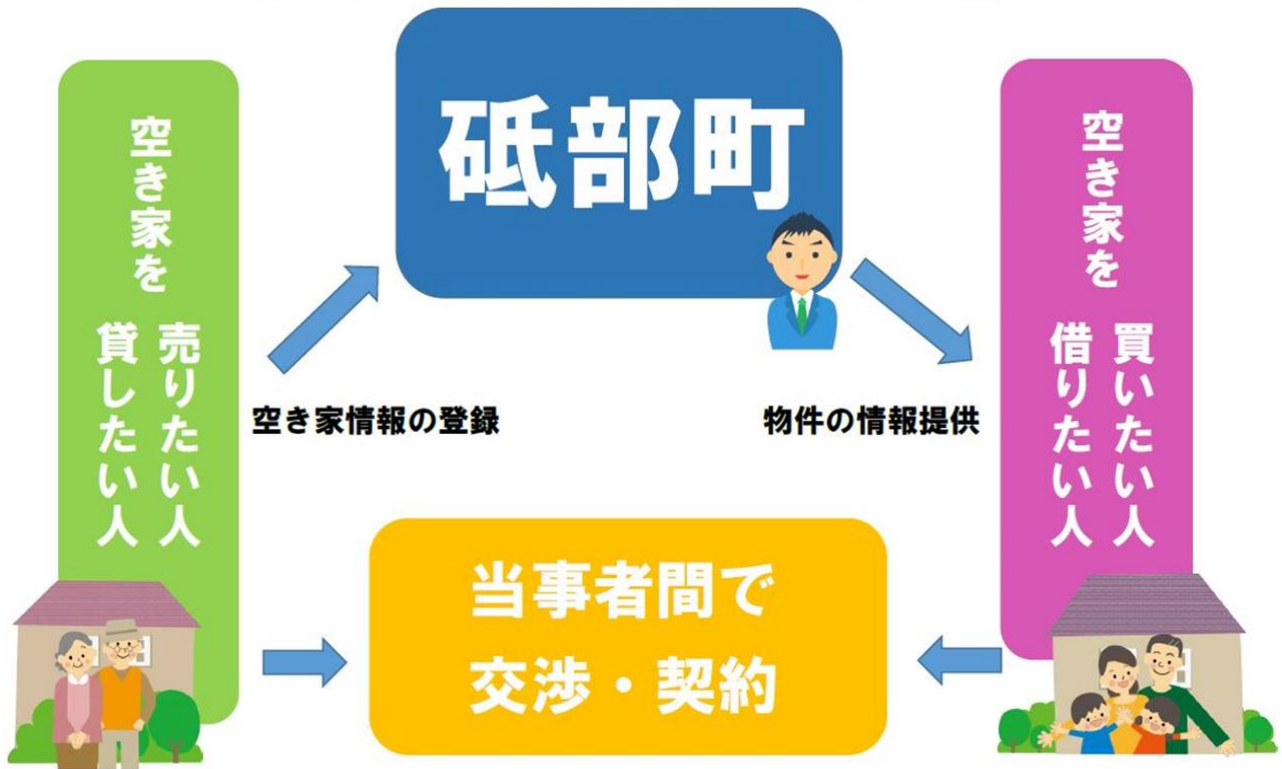
【お問合せ先】

☎791-2195

愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地
企画政策課 地域振興係

☎089-962-7250

空き家バンク制度の仕組み



※状況に応じて、町内の不動産業者を紹介することは可能です。

【 物件登録までの流れ 】

※登録申請書様式は、町のHPからダウンロードできます。「移住支援情報」にあります。

- ①登録の申請 → ②申請内容の確認、現地調査 → ③物件登録通知
→ ④空き家情報の公開（町ホームページ、e移住ネットほか）

空き家をリフォームするなら



「移住者住宅改修支援事業」

空き家バンクに登録された物件で、県外から町内に移住した方が行う住宅の改修等に対して補助をします。

- 住宅の改修：補助対象経費の2/3または200万円※
※働き手世帯の場合は200万円、子育て世帯の場合は400万円
- 不要家財の搬出等：補助対象経費の2/3または20万円